

「未来社会協創」国際卓越大学院内規

- (1) 「未来社会協創」国際卓越大学院（以下「本プログラム」という。）に採用された学生（以下「履修生」という。）には、日本学術振興会特別研究員（以下「DC」という。）への応募が求められる。履修生は、DC に採択されるまで応募を継続すると共に、DC 採択後も引き続き本プログラムを履修し、本プログラムの修了要件を満たすことが求められる。また、DC へ応募しなかった履修生に対し、本プログラムの運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、経緯や事情等を明らかにした理由の提示を求め、その内容を審議する。審議の結果、理由に正当性が認められないと判断された場合は、本プログラムの履修の中止や、卓越 RA 費（卓越 RA 実施内規参照）の支給停止等の措置を講じることがある。
- (2) DC に採択されていない本プログラムの履修生には、「グリーントランスフォーメーション(GX)を先導する高度人材育成」プロジェクト（以下「SPRING GX」という。）または「次世代知能社会を先導する高度 AI 人材育成プロジェクト（以下「BOOST-NAIS」という。）への応募が求められる。履修生は、SPRING GX または BOOST-NAIS 採択後も引き続き本プログラムを履修し、本プログラムの修了要件を満たすことが求められる。また、SPRING GX または BOOST-NAIS へ応募しなかった履修生に対し、運営委員会は、経緯や事情等を明らかにした理由の提示を求め、その内容を審議する。審議の結果、理由に正当性が認められないと判断された場合は、本プログラムの履修の中止や、卓越 RA 費（卓越 RA 実施内規参照）の支給停止等の措置を講じることがある。
- (3) ポスター発表会は、履修生が一堂に会し、自身の研究進捗を報告してお互いの研究を理解し、交流を深める機会として、年 2 回開催する。原則として、履修生は全員ポスター発表会に参加するものとする。また、修士 1 年次、2 年次、博士 1 年次、2 年次の履修生は、学年の終了時に開催されるポスター発表会で発表を行う。
- (4) 中間審査（Interim Review: 以下「IR」という。）は、修士 1 年次及び博士 1 年次を終了する履修生を対象に実施し、研究の進捗、および本プログラムにおけるカリキュラムの履修状況により合否を判定する。合否判定に当たり、研究の進捗はポスター発表会の発表内容に基づいて審査し、カリキュラムの履修状況は、修士 1 年次終了時に 4 単位以上、博士 1 年次終了時に 8 単位以上の取得を目処に判断する。IR の合格は本プログラム継続の条件となる。
- (5) 資格審査（Qualifying Examination: 以下「QE」という。）は、修士 2 年次を終了する履修生を対象に実施し、各専攻における研究能力評価と、本プログラムにおけるカリキュラムの履修状況により合否を判定する。合否判定に当たり、カリキュラムの履修状況は、6 単位以上の取得を目処に判断する。QE の合格は、本プログラム継続の条件となる。なお、履修生は本プログラムの履修開始前に修士課程で履修した読替科目の単位を申告することが出来、運営委員会の審査、承認を経て、6 単位を上限に本プログラムの修了要件の履

修単位に含めることができる。

- (6) 修了審査（Final Examination: 以下「FE」という。）は、各専攻で行われる博士論文審査後に、博士論文内容とその社会への寄与、および本プログラムにおける活動とそこからの学び、並びに本プログラムが期待する人材像としての今後の姿や抱負等に関し、口頭試問形式で実施する。口頭試問は公開とし、履修生、関係教員、本プログラムに参画する企業メンバー等の出席の下で行う。口頭試問に合格し、所定の修了要件*を満たすと、「未来社会協創国際卓越大学院修了」を学位記に付記する。

*カリキュラム履修に関しては 12 単位以上要取得。

- (7) 本プログラムは、修士から博士課程まで一貫して履修することを原則としていることから、博士課程の修了に至らず、途中で辞退する場合には、その事由が生じた時点で速やかに申し出る必要がある。なお、辞退理由やその申し出時期により、それまでに支給した卓越 RA 費の返還を求める場合がある。
- (8) 修士課程在学中に本プログラムに採用され、辞退届の提出等により本プログラムの履修を中断した者であっても、東京大学大学院博士後期課程に入学する時点で履修再開を申し出が出来る。なお、運営委員会が履修再開を認めた場合、履修中断前における履修履歴を全て引き継ぐことが出来る。

「未来社会協創」国際卓越大学院卓越 RA 実施内規

- ・東京大学卓越 RA 制度に基づく。
https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/sochosaitei/utss-211.pdf
- ・本プログラムにおける卓越 RA 費は、下記条件の下、月額 18 万円とする。
- ・下記の者は卓越 RA 費を受給できない。
 - ①日本学術振興会特別研究員（DC1、DC2）
 - ②国費留学生等（JICA 研修員、CSC 等、日本国外からの支援を含む）
 - ③博士課程リーディングプログラムに所属し、経済支援を受ける者
 - ④本プログラム以外の国際卓越大学院プログラムから経済支援を受ける者
 - ⑤東京大学外国人留学生特別奨学制度（東京大学フェローシップ）に採択された者
 - ⑥博士課程学生特別リサーチ・アシスタント（SEUT-RA）を受給する者
 - ⑦日本国政府が主管する事業（次世代研究者挑戦的研究プログラム事業、SPRING GX、BOOST NAIS 等）から経済支援を受ける者
 - ⑧企業等に勤務している社会人学生
- ・TA、研究室予算による RA（技術補佐員等含む）については、あくまでも研究業務に対する対価として卓越 RA 費を受給することを念頭に、研究業務に支障が生じない場合にのみ可能とする。
- ・生活費相当として十分な支援を受けると考えられる額（年間 240 万円程度）を超える収入がある場合は、WINGS による支援（奨励金または卓越 RA）は行わないものとする。なお、「生活費相当として十分な収入」の詳細については、事務局に確認のこと。
- ・履修生は、本プログラム採用から約半年経過した後に書類及び面接による経済支援審査に申し込むことができ、これに合格すれば卓越 RA 費を受給することが出来る。なお、本プログラム採用審査時の成績が優秀であった履修生に対し、カリキュラムの履修状況に基づいて経済支援審査の一部または全部を省略する特例措置を適用することがある。なお、本プログラム採用審査の成績は非公開とし、特例措置適用の目安は別表のとおりとする。
- ・経済支援審査に当たって、カリキュラムの履修状況は重要な審査項目であり、経済支援を希望する履修生には、計画的な単位取得が求められる。なお、カリキュラム履修に当たって不明な点があれば、本プログラム事務局に問い合わせること。
- ・卓越 RA の委嘱は年度単位とし、IR、QE 合格を前提として大学院標準修業期間内で更新できる。
- ・運営委員会は、以下に示す事由に相当する履修生に対して経緯や事情等を明らかにした理由の提示を求め、その内容を審議する。その結果、理由に正当性が認められないと判断した場合は、本プログラムの履修の中止や卓越 RA 費の支給停止等の措置を講じることがある。なお、相当する事由に改善が見られた場合、運営委員会での審議等を経て支給を再開することがある。
 - ◆ DC へ応募をしなかった場合

- ◆ DC に採択されていない履修生が SPRING GX または BOOST-NAIS へ応募をしなかつた場合
 - ◆ IR 及び QE の結果が「条件付合格」と判定され、その後のカリキュラムの履修状況に改善が見られなかった場合
 - ◆ 月例報告書の提出不履行（締切遅延を含む）が 3 ヶ月以上継続した場合
 - ◆ 本プログラムの履修に当たって虚偽の申告を行った場合
- ・学内外の他のプログラムからの経済支援と卓越 RA 費を併給しようとする場合、（参考）資料「[博士課程学生 経済的支援の重複受給のガイドライン](#)」に従うこととする。すなわち（参考）資料に記載の通り、WINGS による支援（卓越 RA 費の併給）の可否は、収入が発生した時から将来 1 年間に渡り年間 240 万円程度見込まれる場合には行わないことを原則とし、総合的に判断する。
- ・本規定は変更する場合がある。
- ・本規定は、令和 8 年 4 月 1 日より適用する。

**本プログラム採用時の成績優秀者に対する経済支援審査の特例措置に係る
履修科目の取得単位数（目安）**

別表1 本プログラム採用と同時に経済支援開始を可能とする取得単位数の目安

採用時の学年	採用前に修士課程で履修済の読替科目単位数 ^{※1)}
M1後半開始時	2単位以上
M2前半開始時	推奨科目1単位以上を含む4単位以上
M2後半開始時	

別表2 経済支援審査において面接審査省略を可能とする取得単位数の目安

採用時の学年 ()は経済支援審査申請時の学年	経済支援審査までに履修した読替科目単位数 ^{※2)}
M1前半開始時（M1後半開始前）	2単位以上
M1後半開始時（M1修了時）	推奨科目1単位以上を含む4単位以上 ^{※3)}
M2前半開始時（M2後半開始前）	推奨科目1単位以上を含む5単位以上
M2後半開始時（M2修了時）	推奨科目1単位以上を含む6単位以上 ^{※3)}

※1) 読替科目の履修済単位数は自己申告に拠るものとし、虚偽の申告があった場合は、本プログラムへの合格取り消しも含めた措置を講じる。

※2) 採用前に修士課程で履修した単位を含めても良い。但し、学部学生に開講している読替科目を学部のカリキュラムとして取得した単位は含めることができない。

※3) IRまたはQE合格に必要な単位数（目処）を取得していること。

博士課程学生 経済的支援の重複受給のガイドライン

(参考)

改正令和7年12月19日
(令和8年4月1日以降適用)

前提：支援の可否は、収入が発生した時から将来1年間に渡り収入が年間240万円程度見込まれる場合には行わないことを原則とし、総合的に判断する。

制度等			博士課程学生 経済的支援			備考
連番	名称	形態	DC	WINGS	SPRING GX	
外国人留学生	1 母国の奨学金	原資による	×	×	×	中国政府国家建設高水平大学公派研究生項目（CSC）、外国政府派遣、等を含む。
	2 日本政府（文部科学省）奨学金（研究留学生）等	給付	×	×	×	日本台湾交流協会奨学生、JICA研修員、等を含む
	3 留学生受け入れ促進プログラム (文部科学省外国人留学生学習奨励費)	給付	×	○	○	
	4 東京大学外国人留学生特別奨学制度 (東京大学フェローシップ)	給付	×	×	×	
	5 東京大学外国人留学生支援基金奨学金	給付	×	×	×	
	6 東京大学海外派遣奨学事業 短期・超短期海外留学等奨学金	給付	△ DC規定による	○	△ 条件有	当該留学について、「SPRING GX」による渡航支援を受ける場合には併給不可。
	7 日本学生支援機構 海外留学支援制度（協定派遣）	給付	△ DC規定による	○	△ 条件有	
	8 トピタテ！留学JAPAN日本代表プログラム	給付	△ DC規定による	○	△ 条件有	
	9 日本学生支援機構 貸与型奨学金	貸与	×	○	○	特に優れた業績による返還免除については、JASSOが規定する対象外となる者について確認しておくこと。
	10 起業（「前提」に記載のある年間240万円程度を超える収入が見込まれるもの）	対価	△ DC規定による	△ 条件有	×	① 自身の教育研究活動に支障が生じないこと ② 自らが役員等となること ③ 事業内容は自身の教育研究活動に関連する内容であること ※「前提」に記載のある年間240万円程度の制限の対象外とする。
	11 インターンシップ	対価	△ DC規定による	○	○	インターンシップによる収入は、自身の教育研究活動に支障が生じない限りにおいて、本ガイドライン「前提」に記載されている年間240万円程度の収入に含めない。
	12 民間奨学金	原資による	△	△	△	奨学金支給元の財団等の規則により、重複受給が認められない場合があるので、個別に確認が必要。
	13 授業料免除	-	○	○	○	
	14 アルバイト等	対価	△ DC規定による	○	○	原則として、自身の教育研究活動に関わるTA、RA等を想定している。過度な労働時間とならないよう十分に調整すること。

・ BOOST NAISについては、SPRING GXと同様の制限となる。

・ 制度等欄に記載のない制度の取り扱い等、不明な点がある場合は部局教務担当またはプログラム事務局に問い合わせること。

○：重複受給ができる

△：条件付きで重複受給ができる

×：重複受給ができない